

国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領

公共事業評価は、社会資本が果たす役割が広範かつ長期間に及ぶこと、また、費用便益分析の精緻化には本質的な限界性や課題を内包しており、便益として測りきれない効果があることなどを十分認識しておく必要がある。評価の実施主体は、それらを踏まえた上で可能な限り定量的、定性的に分析した上で、総合的に評価を行うものであることに留意する。

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、完了後の事後評価（以下、「事後評価」という。）を実施する。事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するものである。

第2 事後評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の事後評価については、別途定めるところによるものとする。

(1) 直轄事業

(2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。ただし、水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるものを除く。）

(3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するもの又は水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるものを除く。）

なお、(3)については、本要領に基づき、事後評価の実施主体（第4の1(1)に定める事後評価の実施主体をいう。以下同じ。）により事後評価が行われることを期待する。

第3 事後評価を実施する事業

1 事後評価を実施する事業は、以下の事業とする。

(1) 事業完了後一定期間が経過した事業。

「一定期間」とは、事業の特性を踏まえ、「5年以内」とする。また、「事業完了」とは別紙－1のとおりとする。

(2) 審議結果（第6の4に定める審議結果をいう。以下同じ。）を踏まえ、事後評価の実施主体の長が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業。

この場合において、次に掲げるものを基本とするが、その他で事後評価の実施主体の長が必要と判断したものについても事後評価を行うことができるものとする。

① 審議結果を踏まえ、効果の発現が十分ではないが、今後時間の経過により効果の

発現が期待できると事後評価の実施主体の長が判断した事業

- ② 審議結果を踏まえ、改善措置が必要であると事後評価の実施主体の長が判断し、その措置が講じられた事業

- 2 事後評価を実施する際の事業の単位は、新規事業採択時評価、再評価を実施する単位を基本とする。ただし、事業の効果の発現状況を踏まえ、上記によらない単位を設定する場合においては、所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）が本要領に基づき策定する事業種別ごとの事後評価についての実施要領の細目（以下「細目」という。）に定めるものとする。

第4 事後評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

1 事後評価の実施手続

- (1) 事後評価の実施主体は以下のとおりとする。

- ① 直轄事業にあつては、地方支分部局等。
- ② 独立行政法人等施行事業にあつては、独立行政法人等。ただし、間接補助事業にあつては、事業の特性を踏まえ、細目において事後評価の実施主体を定めるものとする。
- ③ 補助事業等にあつては、地方公共団体等（地方公共団体（港湾管理者を含む。以下同じ。）、地方公社又は民間事業者等（国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方公社以外のものをいう。）をいう。以下同じ。）。ただし、間接補助事業にあつては、事業の特性を踏まえ、細目において事後評価の実施主体を定めるものとする。
- ④ 直轄事業又は独立行政法人等施行事業であつて、事業完了後、地方公共団体等が管理する事業については、地方支分部局等又は独立行政法人等が、管理主体である地方公共団体等の協力を得て、事後評価を実施するものとする。
- ⑤ 複数の事業が一体となって実施された事業にあつては、各事後評価の実施主体等が調整して、事後評価を実施することができるものとする。

- (2) 事後評価の実施時期は以下のとおりとする。

- ① 第3の1(1)に該当する事業にあつては、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
- ② 第3の1(2)に該当する事業にあつては、審議結果を踏まえ、事後評価の実施主体の長が実施時期を決めるものとする。

- (3) 事後評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- ① 直轄事業

事後評価の実施主体は、事後評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、事後評価を行うために必要な資料（以下「事後評価に係る資料」という。）を作成し、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討を行い、必要に応じて所管部局等と協議を行い、改善措置を実施するかどうか、事後評価を今後さらに実施するかどうかの対応方針（以下「対応方針」という。）（案）を作成し、審議結果を踏まえ、対応方針を決定す

る。ただし、事業完了後の管理主体が事後評価の実施主体と異なる事業にあっては、事後評価の実施主体は、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について、管理主体と調整を行い、審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。

②1) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く。）

事後評価の実施主体は、データ収集等を行い、事後評価に係る資料を作成し、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討を行い、必要に応じて所管部局等と協議を行い、対応方針（案）を作成し、審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。ただし、事業完了後の管理主体が事後評価の実施主体と異なる事業にあっては、事後評価の実施主体は、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について、管理主体と調整を行い、審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。

2) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業に限る。）

事後評価の実施主体は、データ収集等を行い、事後評価に係る資料を作成し、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討を行い、対応方針（案）を作成し、審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。ただし、事業完了後の管理主体が事後評価の実施主体と異なる事業にあっては、事後評価の実施主体は、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について、管理主体と調整を行い、審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。

③ 補助事業等

事後評価の実施主体は、データ収集等を行い、事後評価に係る資料を作成し、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討を行い、対応方針（案）を作成し、審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。ただし、事業完了後の管理主体が事後評価の実施主体と異なる事業にあっては、事後評価の実施主体は、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について、管理主体と調整を行い、審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。

- (4) 審議結果において、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について指摘された場合、事後評価の実施主体は、所管部局等にその内容を報告するものとする。なお、事後評価の実施主体が地方公共団体等の場合は、原則として地方支分部局等を経由して、所管部局等に報告する。所管部局等は、この報告を踏まえ、必要に応じ、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しについて検討を進める。

- (5) 改善措置の実施主体については、事業の特性を踏まえ、細目に定めるものとする。

- (6) 「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象となるダム事業において、当該制度に基づいた手続きが行われる場合については、本要領に基づく事後評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。

2 対応方針等の公表

- (1) 事後評価の実施主体は、当該事業の審議結果及び対応方針を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、事後評価の根拠等とともに所管部局等に報告し、これらを公

表するものとする。

- (2) 事後評価の実施主体は、審議結果を踏まえ改善措置が講じられた場合、すみやかにその内容について公表するものとする。
- (3) 所管部局等は、審議結果において、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について指摘された場合、その対応について、適宜、公表する。さらに、見直し等について検討した場合、その結果による反映状況について、適宜、公表するものとする。

3 関係資料の保存

事後評価の実施主体は、事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、当該事業の審議結果及び対応方針に関する資料並びに費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を実施するにあたって必要となった関係資料を保存するものとする。

4 一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）については、以下のとおりとする。

- (1) 1(3)の規定については、以下のとおりとする。
 - ① 直轄事業については、1(3)①の規定にかかわらず、事後評価の実施主体は、データ収集等を行い、事後評価に係る資料を作成し、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討を行い、対応方針（案）を作成し、審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。
 - ② 独立行政法人等施行事業については、1(3)②1)の「所管部局等」を「当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。
 - ③ 補助事業等については、事後評価の実施主体は、1(3)③の規定と同様に事後評価を実施するものとする。
- (2) 1(4)の規定については、以下のとおりとする。
 - ① 直轄事業において、審議結果により、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について指摘された場合は、1(4)の規定と同様に、所管部局等に報告するものとする。
 - ② 独立行政法人等施行事業又は補助事業等において、審議結果により、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について指摘された場合、事後評価の実施主体は、原則として地方支分部局等を経由して、所管部局等に報告するものとする。
- (3) 2(1)の規定については、「所管部局等」を「所管部局等及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

第5 事後評価の手法

1 事後評価手法の策定

- (1) 所管部局等は、事業種別ごとに事後評価の評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの事後評価の評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。）に意見を聴くものとする。
- (2) 大臣官房は、評価手法について事業種別間において共通的に考慮すべき事項（以下、「共通的事項」）について策定する。なお、共通的事項を策定するに当たっては、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）の意見を聴くものとする。
- (3) 大臣官房及び所管部局等は、それぞれ策定した共通的事項及び事業種別ごとの事後評価の評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するとともに、策定した事後評価の評価手法を公表するものとする。
- (4) 事後評価の評価手法の改善については、第5の1(1)、(2)及び(3)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

2 事後評価手法の改善

所管部局等は、事後評価の精度の向上を図るため、事後評価の結果を利活用しやすいよう蓄積するとともに、事後評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに事後評価の評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

3 事後評価の視点

- (1) 事後評価を行う際の視点は以下のとおりとする。なお、各視点について、事業種別ごとに事業の特性に応じた評価の項目及び内容を設定するものとする。
 - ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化
 - ② 事業の効果の発現状況
 - ③ 事業実施による環境の変化
 - ④ 社会経済情勢の変化
 - ⑤ 今後の事後評価の必要性
 - ⑥ 改善措置の必要性
 - ⑦ 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性
- (2) 事後評価の実施主体は、事業の目的等を踏まえ、管理主体と調整し、運用面、施設面等の視点から改善措置を検討するものとする。

第6 事業評価監視委員会

事後評価の実施主体の長は、事後評価に当たって、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」第6に定める事業評価監視委員会の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

1 事業評価監視委員会における審議対象事業

事業評価監視委員会は、事後評価の実施主体が事後評価を実施する全ての事業について審議するものとする。

2 事業評価監視委員会の役割

事業評価監視委員会は、事後評価の実施手続を監視し、当該事業に関して事後評価の実施主体が作成した対応方針（案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、意見の具申を行うものとする。あわせて、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性に対しても審議を行い、その必要性があると認めたときには、意見の具申を行うものとする。

3 事業評価監視委員会における審議方法

審議方法は、各事業評価監視委員会が決定する。その際、審議の公開又は議事録の公表等により審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能な運営となるよう配慮するものとする。

4 事業評価監視委員会の意見の尊重

事後評価の実施主体の長は、事業評価監視委員会より第4の1(3)①に定める対応方針（案）及び同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性に対する意見（以下「審議結果」という。）の具申があったときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

5 河川事業及び「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象とならないダム事業の取り扱い

河川事業及び「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象とならないダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために、学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて、当該委員会において審議を行うものとする。

第7 その他

1 事後評価に係る重要事項の検討

本要領の改定等の事後評価に係る重要事項は、検討委員会において検討し、決定するものとする。

2 所管部局等と各事後評価の実施主体等との密接な連携、調整

所管部局等と各事後評価の実施主体及び管理主体は、ヒアリング、相談、データの提供等により、密接な連携、調整を図るものとする。

3 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

4 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第8 施行

1 本要領は、令和7年9月18日から施行する。

ただし、本要領の規定は、令和8年度以降に適用する。

2 本実施要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領（令和6年6月27日改定）」は、廃止する。

事業種別ごとの事業完了の定義

所管事業名	事業完了の定義
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
ダム事業	原則として建設事業が完了した時点
砂防事業	全体計画又は一定計画策定の単位で整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域における一連の急傾斜地崩壊対策事業が終了した時点
雪崩対策事業	雪崩危険箇所における一連の雪崩対策事業が終了した時点
海岸事業	背後を海岸災害から防護する一連の海岸について整備が完了した時点
道路、街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われ、清算金の徴収交付事務が終了した時点
市街地再開発事業	全ての工事が完了し、清算が行われた時点
港湾整備事業	原則として事業採択を行ったプロジェクトの整備が全て完了し供用を開始した時点
空港整備事業	原則として事業採択を行った箇所が全て供用を開始した時点
航空路整備事業	原則として事業採択を行った箇所が全て本格運用を開始した時点
都市・幹線鉄道整備事業	事業採択を行った箇所及び区間が全て供用を開始した時点
整備新幹線整備事業	事業採択を行った区間が全て供用を開始した時点
船舶交通安全基盤整備事業	事業採択を行った箇所が運用を開始した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設が全て完成した時点
住宅地区改良事業等	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地基盤整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
水道事業	原則として事業採択を行った箇所が全て供用を開始した時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
都市公園等事業	原則として計画区域全体において、都市公園法第２条の２に基づく供用開始の公告が行われた時点